

2015年5月26日

各位

会社名 株式会社ディー・エヌ・エー
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 守安 功
(コード番号: 2432 東証第一部)
問合せ先 取締役兼執行役員 経営企画本部長 小林賢治
電話番号 03-6758-7200

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月26日開催の取締役会において、2015年6月20日開催予定の第17回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、定款の一部変更を行うものであります。なお、現行定款第26条第2項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第26条 (省略) 2. 当社は、 <u>社外取締役との間に</u> 、会社法第427条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) 2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u> との間に、会社法第427条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(次ページに続きます)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 (省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外</u>監査役との間に、会社法 427 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、監査役との間に、会社法 427 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

株主総会開催日 2015 年 6 月 20 日 (土曜日)

定款変更の効力発生日 2015 年 6 月 20 日 (土曜日)

以上

<p>本件に関するお問い合わせ先</p> <p>株式会社ディー・エヌ・エー(http://dena.com/jp/ir/)</p> <p>IR 部 (ir@dena.com)</p>
